



Kumamoto City

News Release

令和6年（2024年）9月27日

「若者・ヤングケアラー支援センター」を開設します

センターでは、専門の相談支援員が若者やヤングケアラーに関する様々な相談を傾聴し、その内容に応じて適切な支援機関に繋げるほか、同行支援や訪問相談に新たに取り組むなど、若者やヤングケアラーが抱える課題の早期発見、早期解決を支援します。

また、若者やヤングケアラーが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所も提供します。

1 開設日 令和6年（2024年）10月1日（火）

2 対象者 熊本市内にお住まいの
(1)概ね18歳から39歳までの若者
(2)ヤングケアラー

3 場所 熊本市中央区神水2丁目13番35号

【位置図】



4 業務時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後6時

（次ページへ続く）

- 5 業務内容
- (1) 若者とヤングケアラーそれぞれに専用の相談窓口を設けます。
 - (2) 若者・ヤングケアラー本人からだけでなく、ご家族や親せき、友人知人などからの相談もお受けします。
 - (3) 電話・メール・面接のほか、LINEでの相談もできます。
 - (4) 来所相談が困難な場合は、職員がご自宅等を訪問して相談をお受けします。
 - (5) 病院や支援機関などに一人で行くことが不安で、難しい場合は、職員が同行して支援します。
 - (6) 居場所では、勉強・読書・インターネットなど自分がやりたいことをして過ごすことができ、相談したい時はいつでも相談できます。
 - (7) 相談の内容に応じて適切な支援機関に繋がります。

6 電話番号等 (1) 若者相談専用

電話番号 096-243-5600

メールアドレス wakamono-owl@aioros.ocn.ne.jp

LINE (二次元コード)



【若者専用】

(2) ヤングケアラー相談専用

電話番号 096-243-1300

メールアドレス young-owl@aioros.ocn.ne.jp

LINE (二次元コード)



【ヤングケアラー専用】

(3) 熊本市若者・ヤングケアラー支援センターホームページ

URL <https://wakamono-young.org/>

※ヤングケアラーとは

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
(子ども・若者育成支援推進法 第二条第1項第7号)

【お問い合わせ先】

こども局こども福祉部こども家庭福祉課こども・若者総合相談センター

電話：096-366-2525

所長：宮田 公美子 (みやた きみこ)

担当：大越 秀司 (おおごし しゅうじ)